

保険・補償の適用除外

お客様は貸渡約款を遵守して、レンタカーをご利用下さい。

なお、下記に該当する運転または状態で発生した事故による損害はお客様のご負担となります。この場合、基本料金に含まれる前述の保険補償制度、および車両・対物事故免責補償額制度の適用をお断りいたします。

お客様が負担すべき損害金を当社が立て替えてお支払いした場合は、お客様は立て替え金と同額を当社までお支払い下さい。

◆ 事故現場により警察および当社への連絡など所定の手続きが取られていない場合

◆ 貸渡契約に違反している場合

- 無免許での運転の場合
- 酒気帯び運転・飲酒運転の場合
- 契約者および運転者以外の方が運転して事故を起こした場合
- 当店に連絡が無い場合
- 貸渡期間の無断延長の場合
- 無断で示談した場合
- 氏名・年齢・住所などを偽った者の運転で事故を起こした場合
- 貸渡約款に違反した場合

◆ 保険約款または補償制度の免責事由に該当する場合、または支払を除外されている場合

- 故障による事故
- ホイールキャップの紛失破損
- ライトのつけっ放しなどによるバッテリートラブル費用一式
- パンク応急修理キット代
- お客様の所有、使用、管理する財物の損害など

◆ 使用・管理上の落ち度があった場合

- 施錠しないで駐車し、盗難にあった場合
- 使用方法が劣悪なために生じた車体などの損傷や腐食の補修費
- 車内装備の汚損
- 装備品の紛失
- タイヤチェーン、キャリア、チャイルドシートの取付および装備不備による損害
- 海岸、河川敷または林間など車道以外で走行した場合の車両損害（維持・管理された道路以外での事故）
- 給油時の燃料種別の間違いにより生じた補修費

※シートベルト、チャイルドシートの着用を条件とします。

故意・重過失・法令違反による事故における措置

◆重過失による事故を起こした場合

損害保険が適用できなくなる他、

レンタカー車両を全額弁償に加え、営業補償及び重過失損害金20万円

重過失の事故

- ・酒酔い運転 ・酒気帯び運転 ・居眠り運転 ・無免許運転 ・居眠り
- ・過労運転 ・30km/h以上の速度超過 ・故意とみなすもの
- ・病気及び薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある場合 ・あおり運転 等

◆著しい過失による事故を起こした場合

免責補償制度を適用外とし加入・非加入に関わらず損害金として以下のご料金をご請求させていただきます。

自走可能な場合…18万円

自走不可能な場合…25万円

※事故免責・補償額、NOCが上記に含まれています。

※当店の損害について全額賠償した場合はご請求いたしません。

著しい過失による事故

- ・逆走 ・携帯電話保持・注視 ・信号無視
- ・15km/h以上の速度違反 ・著しいハンドル、ブレーキ操作不適切
- ・前方不注視等わき見運転 等